

和歌山県監査公表第6号

令和3年11月24日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月4日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 物品貸付調書について、出納員の決裁がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 現金を収納した収納員が払込日に不在となる場合、出納員に事務を引き継ぐよう、適正な会計処理について、改めて関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、出納員の決裁がなされていることを確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

2 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和3年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 廃川敷地については、令和2年度末で1件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(2) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 道路占用許可において、占用期間を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 海神川の廃川敷地については、引き続き河川課等と協議しながら、処分に向けて払下げの希望者と交渉を行っている。</p> <p>(2) 現金を収納した収納員が払込日に不在となる場合、出納員に事務を引き継ぐよう、適正な会計処理について、改めて関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 申請書類と許可案を照査し、適正な事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。</p>

3 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 令和3年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>仙溪学園調理業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後、契約日等の確認を徹底するなど、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 令和3年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>重要物品の用途廃止承認前に重要物品を処分している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>当該案件については、判明後早急に事務処理を完了した。</p> <p>今後は、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき適切に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立粉河高等学校

監査実施年月日 令和3年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 備品の現在高と現物については、令和2年度中に照合を終え、相違が確認された備品については、事務処理を完了した。 今後は、適正な備品管理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立那賀高等学校

監査実施年月日 令和3年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 常時の資金前渡において、各月の受入れ及び支払等の前渡資金受払計算書を作成していたが、執行残額の戻入に係る前渡資金受払計算書が作成されていなかった。 今後は、戻入時の前渡資金受払計算書について作成漏れがないか確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 令和3年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 保管場所標章交付申請書及び番号通知書の処理において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 保管場所標章の交付等を行う際には、決裁の押印の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。</p>